

中央区防犯設備整備費助成金交付要綱

18中総危第34号
平成19年1月17日

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）において地域団体等が行う防犯設備の設置事業に対し予算の範囲内で助成金を交付することにより、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 地域団体 区内で活動する町会、自治会、PTA等の区民が構成し、又は参加する団体（専ら営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的として結成された団体を除く。）及び商店会
- 二 管理組合 区内に所在するマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- 三 地域団体等 地域団体及び管理組合をいう。
- 四 防犯設備 犯罪の防止に資するために固定して設置する防犯カメラ（モニター、録画装置等の防犯カメラを構成する機器を含む。）、センサー付ライト等の機器をいう。

(対象団体)

第3条 防犯設備整備費助成金（以下「助成金」という）の交付対象団体は、次に掲げる要件に適合し、かつ、助成金を申請しようとする年度内に第10条に規定する防犯設備の完了報告ができる見込みのある地域団体等とする。ただし、管理組合が存在しないマンションにあっては、区分所有者の2分の1以上の者で構成する団体で、区長が特に認めるものについては交付対象とすることができる。

- 一 地域団体にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 設置された防犯設備の管理・運営を適切に行い得ること。
 - イ 防犯設備の設置について、当該防犯設備を設置する区域に居住する者、区域内に存する事務所、事業所、学校等に十分な説明を行い、理解を得ていること。
 - ウ 中央区防犯アドバイザー派遣を受けていること。
- 二 管理組合にあつては、次に掲げる要件を備えていること。

- ア 管理規約が整備されていること。
- イ 管理組合総会又は理事会において、防犯設備の設置について議決されていること。
- ウ 防犯設備設置に要する費用について予算措置がされていること。
- エ 当該マンションが建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- オ 当該マンションが現に住宅として使用されていること。
- カ 中央区防犯アドバイザー派遣を受けていること。

（対象設備）

第4条 助成金の交付対象設備は、中央区防犯アドバイザーが防犯上必要と認める防犯設備であつて、地域団体にあつては特定の区域において不特定多数の者の用に供せられる目的で設置される防犯設備とし、管理組合にあつては当該マンションの区分所有法第2条第4項に規定する共用部分に設置される防犯設備とする。

（対象経費等）

第5条 助成金の交付対象経費は、防犯設備の購入及び取付け又は既に設置済みの防犯設備の取替えに要する経費等（賃借を含む。この場合においては、設置初年度分の賃貸に係る経費で、かつ、設置初年度の3月末日までに支払を終えた経費に限る。）とし、保守経費、修繕費、電気料等の維持管理経費は対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、防犯設備の整備に係る助成金で、区以外が助成するものの交付を受けようとする場合は、前項の交付対象経費から当該助成金の額を差し引いた額を交付対象経費とする。
- 3 中央区安全で安心なまちづくりのための防犯設備の整備に対する補助金交付要綱（平成16年6月30日付け16中総総第345号）及び中央区がんばろう！商店街活性化支援事業補助金交付要綱（平成16年1月13日付け15中区商第241号）に基づく補助金の交付を受けた防犯設備に係る経費は、助成金の交付対象としない。
- 4 この要綱による助成は、防犯カメラ、防犯灯その他の防犯設備の整備を助成の対象とする区の補助事業と併用することはできない。

（防犯カメラの管理運用）

第6条 助成金の交付決定を受けた地域団体等は、防犯カメラの設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項の全てを実施しなければならない。

- 一 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- 二 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため厳正な管理を行うこと。
- 三 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

四 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたときに限ること。

五 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

六 次に掲げる事項を規定した運営基準を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

ア 管理責任者の設置及び責務

イ 防犯カメラの設置場所

ウ 防犯カメラの設置の周知方法

エ 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法

オ 記録の閲覧が可能な者の指定及び閲覧方法

カ 記録の外部提供の方法

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、次の表の左欄の団体区分に応じて第5条に規定する対象経費に同表の中欄の補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、同表の右欄の補助限度額を上限とする。

団体区分	補助率	補助限度額
町会、自治会	2 / 3	200万円
商店会 ただし、町会、自治会と協力して実施する場合に限る。	2 / 3	600万円
管理組合等	1 / 2	50万円

(助成金の交付回数)

第7条の2 助成金の交付は、一団体につき1回とする。

2 前項の規定により既に助成金の交付を受けた地域団体等は、当該交付を受けた日から7年が経過したときは、同項の規定にかかわらず、当該経過した日が属する年度の翌年度から再度助成金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする地域団体は別記第1号様式、管理組合は別記第2号様式による助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

一 防犯設備の設置場所を示す図面

二 防犯設備設置に係る見積書の写し

三 中央区防犯アドバイザー派遣を受けたことを証する書類

四 第3条第2号アからウまでの要件を備えていることを証する書類（管理組合に限る。）

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは別記第3号様式による交付決定通知書により、適当と認められないときは別記第4号様式による不交付決定通知書により申請者に通知する。

2 区長は、交付決定に当たっては、助成金交付の条件を付すことができる。
(完了報告)

第10条 交付決定を受けた地域団体等は、防犯設備の設置が完了したときは、速やかに別記第5号様式による完了報告書に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- 一 設置場所を示す図面
- 二 設置した防犯設備の写真
- 三 設置業者による代金請求書及び領収書の写し
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(助成金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、別記第6号様式による助成金確定通知書により通知するものとする。
(助成金の支払等)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 地域団体等は、前項本文の規定により助成金の交付を受けようとするときは別記第7号様式、同項ただし書の規定により助成金の交付を受けようとするときは別記第8号様式による助成金請求書により区長に助成金の支払を請求するものとする。

3 地域団体等は、第1項ただし書の規定により助成金の概算払を受けたときは、前条の規定による確定通知書を受領した後、別記第9号様式による助成金精算書を区長に提出し、助成金を精算しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第13条 区長は、助成金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部について期間を定めて返還を命じることができる。

- 一 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(報告及び調査)

第14条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けようとする地域団体等に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第15条 第13条の規定により助成金の返還を命ぜられた団体は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 第13条の規定により助成金の返還を命ぜられた団体は、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、総務部防災危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区防犯設備整備費助成金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修

正を加え、当分の間、なお、使用することができる。